基労補発第 0911001 号 平成15年9月11日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長 (公印省略)

労災就学等援護費に関する審査請求の当面の取扱いについて

本年9月4日、最高裁判所第一小法廷は、労働基準監督署長が行った労働福祉事業における労 災就学援護費の不支給の決定が抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるか否かが争われていた行 政事件訴訟において、抗告訴訟の対象となる行政処分であると判示し、本件の不支給決定の適法 性に係る審理については東京地方裁判所に差し戻すとの判決を行った(別添参照)。

本省においては、この判決を受けて、労災就学等援護費支給要綱等について必要な改正の検 討を行うこととしているが、当面の間の措置として、労災就学等援護費の審査請求について下 記のとおり取り扱うこととしたので、これに留意の上、今後の運用に適正を期されたい。

記

1 労災就学等援護費に関する審査請求

労災就学等援護費の支給・変更・不支給決定は、行政不服審査法第2条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。

なお、この場合の審査請求は行政不服審査法に基づく審査請求となること。

2 審査機関

労災就学等援護費の決定に関する審査は、当該決定をした労働基準監督署長の上級庁である都道府県労働局長が行うこと。

なお、再審査請求は行うことができないものであること。

3 審査請求に関する教示

労災就学等援護費の支給・変更・不支給決定通知書(以下「様式第2号」という。) には、次の文を付記することにより審査請求の教示を行うこと。

「この労災就学等援護費についての決定に不服がある場合には、決定のあったことを 知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇労働局長に対して審査請求をすることが できます。」

4 不支給等の場合の理由の明示

労災就学等援護費を変更又は不支給とする場合には、様式第2号に当該決定の理由を 付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

5 審査請求の書式

申請者から具体的な審査請求書の書き方等について相談があった場合には、審査請求書(別紙)を手交したうえで説明すること。

6 行政事件訴訟の提起

行政不服審査法にあっては、訴訟の提起に関し、不服申立て前置主義がとられていないことから、不服申立て手続の有無に関係なく、訴訟の提起が可能であることに留意すること。

7 審査請求に関する報告

既に労災就学等援護費に関する審査請求を受け付け、又は、今後受け付けた都道府県 労働局にあっては、遅滞なく当課労災保険審理室あて報告すること。



言渡 平成15年9月4日 交付 平成15年9月4日 裁判所書記官

平成11年(行H)第 99 号

判

東京都千代田区大手町1丁目3番1号

被上 中央労働基準監督署長 告人 古 Ш 同指定代理人 都 築 弘 畠 Ш 稔 間 史 恵 友 利 英 昭 森 脇 江 子 諏 訪 正 敏 西 野 博 実

西

井

裕

上記当事者間の東京高等裁判所平成10年(行コ)第 54 号労災就学援護費不支給処分取消請求事件について、同裁判所が平成11年3月9日に言い渡した判決に対し、上告人から上告があった。よって、当裁判所は、次のとおり判決する。

主文

原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

理由

上告代理人岡村親宜、同玉木一成の上告受理申立て理由第一点について

1 本件は、労働者災害補償保険法(平成11年法律第160号による改正前のもの。以下「法」という。)に基づく遺族補償年金の受給権者である上告人が、被上告人に対し、外国の大学に進学した子の学資に係る労災就学援護費の支給申請をしたところ、被上告人から、同大学が労災就学援護費の支給対象となる学校教育法1条所定の学校に当たらないとして、労災就学援護費を支給しない旨の決定(以下「本件決定」という。)を受けたため、その取消しを求める事案である。

原審は、本件決定が抗告訴訟の対象となる行政処分に該当せず、本件訴えは不適 法であるとして、これと同一の理由により本件訴えを却下した第1審判決に対する 上告人の控訴を棄却した。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

法23条1項2号は、政府は、労働福祉事業として、遺族の就学の援護等、被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行うことができると規定し、同条2項は、労働福祉事業の実施に関して必要な基準は労働省令で定めると規定している。これを受けて、労働省令である労働者災害補償保険法施行規則(平成12年労働省令第2号による改正前のもの)1条3項は、労災就学援護費の支給に関する事務は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長が行うと規定している。そして、「労災就学援護費の支給について」と題する労働省労働基準局長通達(昭和

45年10月27日基発第774号)は、労災就学援護費は法23条の労働福祉事業として設けられたものであることを明らかにした上、その別添「労災就学等援護費支給要綱」において、労災就学援護費の支給対象者、支給額、支給期間、欠格事由、支給手続等を定めており、所定の要件を具備する者に対し、所定額の労災就学援護費を支給すること、労災就学援護費の支給を受けようとする者は、労災就学等援護費支給申請書を業務災害に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならず、同署長は、同申請書を受け取ったときは、支給、不支給等を決定し、その旨を申請者に通知しなければならないこととされている。

このような労災就学援護費に関する制度の仕組みにかんがみれば、法は、労働者が業務災害等を被った場合に、政府が、法第3章の規定に基づいて行う保険給付を補完するために、労働福祉事業として、保険給付と同様の手続により、被災労働者又はその遺族に対して労災就学援護費を支給することができる旨を規定しているものと解するのが相当である。そして、被災労働者又はその遺族は、上記のとおり、所定の支給要件を具備するときは所定額の労災就学援護費の支給を受けることができるという抽象的な地位を与えられているが、具体的に支給を受けるためには、労働基準監督署長に申請し、所定の支給要件を具備していることの確認を受けなければならず、労働基準監督署長の支給決定によって初めて具体的な労災就学援護費の支給請求権を取得するものといわなければならない。

そうすると、労働基準監督署長の行う労災就学援護費の支給又は不支給の決定は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者又はその遺族の上記権利に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるものと解するのが相当である。論旨は

理由がある。

以上と異なる見解の下に、本件訴えを却下すべきものとした原審の判断には、判 決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決は破棄を免れない。そ して、第1審判決を取り消し、本案について審理させるため、本件を第1審に差し 戻すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

战判長裁判官	泉		德	治
裁判官	深	澤	武	久
裁判官	横	尾	和	子
裁判官	甲斐	中	辰	夫
裁判官	島	田	仁	郎

審査請求書

		平成	年	月	日
	審査請求人				印
次の	りとおり審査請求します。				
1	審査請求人の住所、氏名及び年令		•		
2	審査請求に係る処分				
ý	平成年月日付けで		监督署上	長が行っ	った
3	審査請求に係る処分があったことを知った年月日	3			
	平成				
4	審査請求の趣旨				
	上記2の処分を取り消すとの裁決を求める。				
5	審査請求の理由				

- 6 労働基準監督署長の教示の有無及び内容
- 7 その他